審議会等の会議結果報告書

【担当課】　　都市計画課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会議の名称 | 茅野市都市計画審議会 | | |
| 開催日時 | 平成２９年４月２７日（木）午後７時００分　から　午後７時５０分　まで | | |
| 開催場所 | 茅野市役所　７階　７０４会議室 | | |
| 出席者 | 【審議会】宮坂孝雄委員（会長）、堀浩委員、小平守委員、三井正広委員、　　　　　保科秀子委員、朝倉平和委員、伊藤勝委員、宮坂武男委員、丸山義廣委員、　　　米倉雅博委員  【事務局】柳平茅野市長（途中退席）  　篠原都市建設部長、田中都市計画課長、黒澤都市計画係長、  名取都市計画係、宮坂都市計画係、 | | |
| 欠席者 | 北原委員、葛西委員、矢﨑委員、倉田委員、丸茂委員、小尾委員 | | |
| 公開・非公開の別 | 公開 ・ 非公開 | 傍聴者の数 | ０人 |
| 議題及び会議結果 | | | |
| 事務局（黒澤係長）  事務局（黒澤係長）  柳平市長  事務局（黒澤係長）  柳平市長  事務局（黒澤係長）  事務局（黒澤係長）  事務局（黒澤係長）  宮坂会長  宮坂会長  事務局（黒澤係長）  宮坂会長  事務局（黒澤係長）  宮坂会長  宮坂会長  事務局（田中課長）  事務局（田中課長）  宮坂会長  朝倉委員  事務局（田中課長）  宮坂委員  事務局（田中課長）  朝倉委員  事務局（田中課長）  宮坂委員  事務局（田中課長）  宮坂委員  宮坂委員  事務局（篠原部長）  堀委員  宮坂委員  宮坂会長  宮坂会長  事務局（黒澤係長） | 協議内容・発言内容（概要）  １　開会  公私ともお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。  ただ今より、茅野市都市計画審議会を開会いたします。  本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課都市計画係長の黒澤でご  ざいます。よろしくお願いいたします。  会議に先立ちまして報告がありますのでよろしくお願いします。  本日ご出席いただいております委員さんは、１０名でございます。委員定数１６名の半数以上の出席がございますので、茅野市都市計画審議会条例第６条第２項の規定により、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。  ２　委嘱書交付  つづきまして、委嘱書の交付をさせていただきます。  農業委員会会長の任期交代及び、長野県建築士会諏訪支部茅野分会会長の任期交代により変わられました、堀浩様、三井正広様のお二方には、茅野市都市計画審議会の委員に委嘱させていただきましたので、柳平市長から委嘱書の交付をさせていただきます。新しい委員さんは、その場でお受け取りください。  －　市長　委嘱書交付　－  ３　市長あいさつ  　柳平市長から、ごあいさつをお願いします。    －　市長あいさつ　－  ありがとうございます。    ４　自己紹介  続きまして、新しい委員さんもお見えでありますので、委員の皆さま  及び職員の自己紹介をお願いします。1番の宮坂会長さんからお願いします。  －　自己紹介　－  ありがとうございました。  なお、市長は次の公務のため退席いたしますので、ご了承いただきたいと  思います  それでは議事の進行につきましては、茅野市都市計画審議会条例第６条第１  項の規定により、議長として宮坂会長さんにお願いします。  みなさん、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事のスムーズな進行のため、皆様のご協力をよろしくお願いします。    ５　審議会の公開について  それでは、本日の審議会の公開または非公開についてみなさまにお諮りします。本日の案件については、審議会を非公開とするものに該当しませんので、この審議会を公開の扱いとしてよろしいでしょうか。  －　異議なし　－  それでは公開とします。事務局で傍聴者について報告願います。    現時点で傍聴者の方はおりません。  ６　議事録署名委員の指名  つづいて、次第６の議事録署名委員の指名について事務局から説明をお願いします。  　議事録の署名については、会長さんと委員さん２名の計３名ということです。２名の委員さんについては名簿順でお願いしておりますので、１４番宮坂委員と、１５番丸山委員にお願いしたいと思います。会議録作成後、ご署名をいただきにお伺いしますのでよろしくお願いいたします。  議事録の署名については、宮坂委員、丸山委員、よろしくお願いします。    　７　議事案件「茅野市都市計画マスタープランについて」  　　　　　　　「茅野市立地適正化計画策定について」    それでは、これより案件の説明及び報告に入ります。次第７の本日の案件について、事務局から説明及び報告をお願いします。  それでは、資料1に沿ってご説明します。表紙をめくっていただき２ページをご覧ください。都市計画マスタ―プランについては、平成１１年３月に策定されて以来１８年が経過しており、その間社会情勢の変化やこの地域の変化を踏まえ、まちづくりの動向と関連施策の整合や、事業が完了しているものもあり計画内容とのずれが生じています。  検証項目として４点ほど明記してあります。そのうち、１の目標人口と実人口です。現都市計画マスタープラン冊子の２１ページをご覧ください。都市マスでは右肩上がりの計画を示しておりますが、実際には横ばい若しくは、今後右肩下がりになる事は確実であることから、全体構想から見直す必要があります。また２のリニア中央新幹線計画についてもＣルートが決定しており、３９ページ以降に記載されています交通体系整備の方針についても見直さなければならないと思います。  また、上位計画でもある第５次茅野市総合計画についても本年度に策定予定でありますので、整合を図り改定を行っていきたいと思います。  ３ページをご覧ください。  立地適正化計画策定の背景についてです。国が目指すまちづくりの方向性を記載しております。  ・全国的な人口減少や高齢化等を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。  ・こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地して、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるような、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを国が推進しています。  ・こうしたコンパクトなまちづくりに取り組むため、平成26年（2014年）に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画制度」が創設されました。  ・従来の都市計画に関する計画との違いとして、立地適正化計画では、市として生活利便性を維持していきたい、または高めていきたいエリアに、中長期的に居住や生活サービス施設を誘導する施策を具体的に定めることが特徴となっております。  つづいて４ページをご覧ください。  　まず立地適正化計画で定める具体的な内容についてご説明します。  　必須事項①として、立地の適正化に関する区本的な方針を決めてまいります。  これはまちづくりの方針となるものです。　どのような方針で「人口密度の維  持」「生活サービス施設の計画的配置」「公共交通の充実」を図っていくかが重  要になると思います。  　必須事項②として、この立地適正化区域の設定です。この資料のとおり、  都市計画区域と同じと考えていきます。  　必須事項③として、居住誘導区域の設定です。これは、人口密度を維持し、生  活サービスや、コミュニティーを持続的に確保するための区域です。  　必須事項④として、都市機能誘導区域の設定です。これは、生活サービス施  設（病院・商業施設、福祉施設、行政文化施設等）を居住誘導区域の中に、誘導  する施設や既存施設を維持施設として集約することで、各種サービスの効率的  な提供を図る区域です。  　必須事項⑤として、前段の都市機能誘導区域にどんな施設を誘導するのか、  既存のどの施設を維持するかを定めていきます。  　必須事項６として、居住誘導区域と都市機能誘導区域へ誘導するための施策  を定めます。「居住」を誘導する施策の例では、まちなか居住への助成（補助金  等）です。「誘導施設」を誘導する施策の例として、誘導施設の整備に対する支  援施策や、公的不動産の提供や支援施策などを定めていくものです。  ５ページをご覧ください。立地適正化計画制度のイメージについてです。  「コンパクトシティー」という言葉に対し、事前に共有しておきたいことが３点あります。  １つ目の「一極集中」という言葉は、例えば駅周辺にすべてを集約させる意  味ですが、立地適正化計画では、多極型というイメージで。中心的な拠点だけでなく、地区コミュニティーセンター周辺などの生活拠点も含めた、ネットワーク型のコンパクト化を目指すという考え方であることです。  ２つ目の「全ての人口の集約」は、全ての居住者を一定のエリアに集約させ  るという考え方ではありません。例えば、農業等の従事者が農村部に居住することは当然です。駅や地区コミュニティーセンター周辺などのエリアにおいて、都市としての機能を持続的に確保していくために、人口密度の維持を図るという考え方であることです。  ３つ目として、居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる強制的な集約と  いう考え方ではなく、誘導する区域に対して施策を講じながら、時間をかけて居住の集約化を推進するという考え方であることです。  ６ページをご覧ください。  これまでの経過と今後についてですが、平成２８年度に立地適正化計画の基  礎調査業務を実施し、茅野市が持つ課題、問題点の分析を行いました。  また、住民の意向を反映させることを目的として、本年２月に無作為抽出によるアンケート調査を行いました。  なお、調査業務における茅野市の現状と、アンケート調査結果につきまして  は、資料２にてまとめてあります。検討資料になりますので、取扱いにはご注意いただき、改めてご覧いただきたいと思います。  　平成２９年度は、策定に向けた庁内検討委員会及び検討部会を設置し、基礎  調査及び住民アンケートの結果を基に策定作業に入って行きます。両計画につ  .きまして、素々案が出来たところで委員のみなさまに審議会前にお示しし、当  審議会でご意見をいただきながら、反映していきたいと考えております。素案、  原案についても同様にしていきたいと考えております。住民説明（パブリック  コメント）は、タイミングを計りながら実施してていきたいと思います。  都市計画マスタープランについては平成３０年３月に策定、立地適正化計  画については、平成３０年９月を目標に策定していきたいと考えます。よろしくお願いいたします。（都市計画マスタープランの改定は、平成３１年３月）  　駆け足ではありましたが、説明は以上であります。  　ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙  手でお願いします。  　東海高校の上のところについて、区画整理をするのではなく圃場整備する理  由は何か。現在、農業を維持していくことが難しい状況で、更に田畑を増やす  ことは考え方が違うのではないか。  都市計画課としては、１町８箇村の合併で茅野市ができたことを踏まえ、それぞれのコミュニュティーセンターをもう一つの核として、居住誘導していくイメージを持っている。  大きな意味で玉川地区をイメージしますと、現在の玉川小学校や玉川コミュニュティセンターがある場所が核になると思います。今ある施設を維持して、市民のみなさまが出ていかないような設定をしていく。「居住」「誘導施設」を誘導するための施策をもって、立地の適正化を形つくっていきたい。したがいまして、玉川の圃場を含め、現時点では都市計画課としても具体的なイメージは描けていない状況です。  現行の国土利用計画の中に、既に朝倉委員が指摘されたことが謳われている。  茅野市に残された、最後の土地をなぜ圃場整備することになったのか。  都市計画課としても、当該地を整備する案はありましたが、結果的に圃場整備されることになったことについては、都市計画課サイドのアピールが足りなかったと考えています。今後、この計画にどのように圃場整備が位置づけられていくかが、課題でもあると思っています。  今回の計画にあたり、茅野市の主要な場所を圃場整備にしてしまうことは、  計画に影響をもたらすのではないか。地域、地域でやっていくことは非常に難しい。現在の泉野や北山、湖東、米沢に人が行くかといえば行かないと思う。新  しいものが無ければ、人を誘導することはできない。  若い世代が流出していることは、間違いのないことだと思います。ただし、  エリアを設定し、この政策の中で「施策」を盛り込むことによって、各担当課が施策を講じる中で計画を現実にしていくと考えています。  都市計画道路は昔に計画が作られたものだが、茅野市においては２００５年  と２００４年に１２回の会議を開催し、都市計画構想道路を考えた。生活構造が変わる中で、高齢化社会も進み事故が増え、道路が非常に重要になってくる。道路に対する考えをお伺いしたい。  平成２７年に２路線の廃止を行っています。地元と協議した結果、上道線と  一ノ宮線の廃止を行っています。都市計画課としては、未路線については整備を進めていくことが、基本的な方針であります。現在、上川橋線の工事を実施しており、終了すれば、中心市街地活性化計画の中で本町方面の整備を視野に入れています。事故等を考えれば、本町の県道等の拡幅ができればと考えています。  構想道路について、どのように都市計画に位置付け、都市計画決定していく  かは、今後の課題とさせていただきたいと思います。先ずは、都市計画決定さ  れている道路を優先的に整備していく方針です。  構想道路は、あったら良いな道路ではない。都市計画道路は、国が道路整備  プログラムの中で、策定するように位置づけをした道路であるが、構想道路は時代に合わせた道路である。早い段階で、都市計画マスタープラン入れていただき、今の時代に合った構想道路を進めていただきたい。  運動公園から茅野警察署への道路、また茅野駅のガード、坂室のガード等に  ついては、当初計画（リニア）からずれるのであれば、すぐにでも実施するべきである。また、八巻線についても当初の計画がとん挫井している。  中部横断自動車道ができたので、観光を視野に一刻も早く整備を進めていただきたい。急ぐ理由は、建物が建設される可能性があり、補償問題も絡んでくるため、少しでも早い着手を望みます。また、茅野市は北海道同様、先端が狭まっており、一極集中の形になっているため、塚原で渋滞が起きる。これを緩和するには立体交差しかない。  貴重なご意見ありがとうございます。  積極的に話を進めていきたいとおもいます。  圃場整備ができるのであれば、農業はやる人がいるので心配ない。  ただ、区画整理と圃場整備どういった経緯で、圃場整備なったのかはわからない。  当初、区画整理と圃場整備は地元では半々の意見だった。  そういった中で、農林課が圃場整備に着手してくれた。  他にございませんか。それでは、本案件について異議ございませんか。  －－－－異議なし－－－  それでは、本日予定された案件の説明及び報告が終わりましたが、せっかくの機会ですので、案件以外に委員の皆さんからご意見等あればお願いいたします。  なければ、事務局で何かございますか。  　本審議会の委嘱のことでお願いをします。  本審議会の任期は今月5月末まででございますが、6月以降の新しい任期につきましては、所属団体から選出されている委員さんは所属団体へ事務局より選出依頼をお送りさせていただきます。  また、市から直接委嘱をお願いしております委員さんにも委嘱依頼をお送りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。  それでは、以上をもちまして茅野市都市計画審議会を終了いたします。  どうもお疲れさまでした。 | | |

平成２９年４月２７日開催の茅野市都市計画審議会議事録に相違ないことを証するため、委員を代表してここに署名する。

茅野市都市計画審議会会長

茅野市都市計画審議会委員

茅野市都市計画審議会委員